

香川県条例第15号

香川県産業基盤造成基金条例の一部を改正する条例

香川県産業基盤造成基金条例（昭和39年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業並びに東京都及びその周辺地域における拠点機能の確保に関する事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 東京都及びその周辺地域における情報発信・収集機能、交流機能その他の拠点機能の確保に関する事業の財源に充てる場合</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金は、各会計年度末において、一般財源に余裕がある場合に積み立てるものとし、その額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。